

臨時休講措置

次の①②③のいずれかに該当する場合、授業は休講となります。

- ① 暴風警報、暴風雪警報または特別警報が京都市または京都市を含む地域に出された場合
- ② 台風等の災害やストライキ等のために京阪バス(山科・醍醐地域系統)と地下鉄東西線が両方も不通になった場合
- ③ 下記の 4 交通機関のうち、3 交通機関以上が不通の場合
 - JR 西日本(大阪から草津を基準とします)
 - 阪急電車(京都線梅田から四条河原町を基準とします)
 - 近鉄電車(京都から橿原神宮前を基準とします)
 - 京阪電車(本線・淀屋橋から出町柳を基準とします)

※ 上記の暴風警報等の解除や交通機関の運行が復旧した場合は、次の原則で授業を開始します。

- a. 午前 6 時 30 分までに解除・開通になった場合は平常通り授業を行います。
- b. 午前 10 時までに解除・開通の場合は第 3 講時(13 時)から授業を行います。
- c. 午前 10 時を過ぎても解除・開通しない場合は全日休講となります。